

第 18 回 龜山市立図書館整備推進委員会資料

令和 4 年 2 月 1 日（火）

第18回図書館整備推進委員会（書面開催）資料について

1. 亀山市立図書館条例の改正について（提出資料1）

令和5年開館に向けた新しい図書館の整備に伴い、亀山市立図書館条例の改正について、令和4年3月議会への議案の提出を進めており、条例案の内容について取りまとめた資料です。

2. 亀山市立図書館条例施行規則の改正について（提出資料2）

亀山市立図書館条例の改正に伴い、教育委員会において亀山市立図書館条例施行規則の改正について、協議を進めており、改正のポイントを取りまとめた資料です。

3. 新図書館の管理運営について（追加資料1）

4. 図書館駐車場の整備について（追加資料2）

5. 亀山市子どもの読書活動推進計画案（別冊）

亀山市立図書館条例の改正について

3月議会へ条例案を再提出するに当たり、再度、条例案を精査し、次のとおり改正します。

1 開館時間等の規定（9月提出条例案第3条）の削除

「図書館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。」旨を第3条で規定していましたが、精査の結果、「第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。」という委任の条文があるため、削除します。

2 条文の構成の修正

教育委員会での協議を踏まえ、条文の順序を次のとおり修正します。

（第3条から第9条関係）

9月提出条例案：④職員、⑤事業、⑥利用者等に対する指示、

⑦損害賠償の義務、⑧入館の制限、⑨図書館協議会、

⑩地下駐車場使用料

⇒ 改正案：③事業、④職員、⑤図書館協議会、⑥地下駐車場使用料、

⑦利用者等に対する指示、⑧損害賠償の義務、⑨入館の制限

3 施行期日の明記

施行期日について、日にち（新図書館の開館日）を明記します。

4 条例案の内容

（1）「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、本と人とが出会い、人と人がつながる場を提供し、もって市民の学びとまちづくりに寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」といいます。）第10条の規定に基づき、亀山市立図書館（以下「図書館」といいます。）を設置します。

＜第1条関係＞

（2）図書館の名称及び位置を定めます。 ＜第2条関係＞

名称 亀山市立図書館

位置 亀山市御幸町318番地1

（3）図書館が行う事業について定めます。 ＜第3条関係＞

(4) 図書館に館長及び司書、事務職員その他必要な職員を置きます。

<第4条関係>

(5) 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に亀山市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を置き、協議会の委員の委嘱基準、定数及び任期を定めます。 <第5条関係>

(6) 図書館の地下駐車場について、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館の適正な利用のため、普通自動車1台当たりの使用料を次のとおり定めます。 <第6条関係>

駐車時間が1時間以内のとき	200円
駐車時間が1時間を超えるとき	30分までごとに100円

なお、図書館の利用者が使用する場合の使用料については、次のとおりその一部を減額し、又は免除します。

駐車時間が2時間以内のとき	全額を免除
駐車時間が2時間を超えるとき	400円を減額

(7) 図書館の利用者その他の関係者に対する図書館の管理上必要な指示について定めます。 <第7条関係>

(8) 図書館の施設を損傷し、又は滅失した者に対する損害賠償の義務について定めます。 <第8条関係>

(9) 図書館の管理上支障があると認められる者に対する入館の制限について定めます。 <第9条関係>

(10) この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めます。

<第10条関係>

(11) この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期について、委員の任期2年を条例の施行の日から令和7年3月31日まで（2年2月余り）とする経過措置を設けます。

また、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を改正し、協議会の委員の報酬及び旅費を次のとおり定めます。 <附則関係>

亀山市立図書館条例施行規則の改正について

亀山市立図書館条例の改正に伴い、教育委員会における協議を踏まえ、次のように規則案を作成しています。

なお、改正に当たっては、できる限り市民に分かりやすい表現となるよう配慮しました。

1 条文の精査

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。」ものであり、同法第21条（教育委員会の職務権限）の規定のうち、

第1号 教育機関としての図書館の管理に関すること。

第2号 教育財産としての図書館の管理に関すること。

第3号 教育機関としての図書館の職員の任免その他の人事に関すること。

第10号 教育機関としての図書館の環境衛生に関すること。

について、教育委員会規則で定めることとなっておりますが、現行規則で規定している条文について、教育委員会規則で定める必要がある範囲であるかを精査のうえ、整理しています。

2 条文の構成の改正

改正後の亀山市立図書館条例の規定に合わせて、教育委員会での協議を踏まえ、条文の順序を整理しています。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会規則の制定等）

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四～九 (略)
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一～十九 (略)

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

新図書館の管理運営について

1 新図書館における管理運営手法の方向性

令和2年3月に策定しました「亀山市立図書館管理運営の基本的な方針」では、新図書館における管理運営手法の方向性について、次のとおり示しています。

【「亀山市図書館管理運営の基本的な方針」より】

基本計画に示した新図書館において提供すべきサービスの具現化のために、最も適していると考えられる管理運営手法の方向性は、直営と業務の外部委託導入を組み合わせたものとします。

また、その事由については以下のとおりです。

- (1) 図書館の運営にあたって、基本方針の具現化に関して根幹となる、企画立案・制度設計・関係機関との調整などの業務を市の行政責任として直営で行うことで、地域のさまざまな課題解決や魅力発信、学校教育との連携や地域の学びに関して多様な連携の下で取り組むことが可能です。
- (2) 行政職員が直接図書館運営に当たることによって、専門性の高い人材育成につながります。
- (3) 図書館サービスの向上にかかる、イベントの開催や配架などの作業を主体とした業務のように行政が直接執行しなくとも実効性が確保されるものや情報発信、管理業務など高い専門性が求められるものについては外部委託を導入することでより効率的な運営を図ることができます。

2 職員体制

(1) 行政職員

第4次亀山市定員適正化計画に基づき職員数の適正化に努めており、図書館の機能拡大に対しても、亀山市職員定数条例に規定する教育委員会職員の定数（事務局25人・教育委員会の所管に属する教育機関37人）内での職員配置を基本とし、図書館をグループから課として位置づけ、館長以下5人～6人（うち司書資格を有する職員2人～3人）の職員配置を検討しています。

(2) 業務委託職員

想定業務量に基づく試算により、新図書館の管理運営に必要となる職員数は17人と想定していますので、業務委託職員は、17人から行政職員の配置人数5人を

除いた12人の配置を基本に、勤務シフト交代要員として別途7人の業務委託職員の配置を想定しています。

※開館時間は午前9時から午後8時まで、業務時間は午前8時30分から午後9時30分までを想定しています。

※業務委託職員のおおむね半数は、司書又は司書補資格を持っていることを要件とすることを検討しています。

(3) 会計年度任用職員

現在、任用している会計年度任用職員については、令和4年10月31日までの任用とし、引き続き新図書館で勤務を希望する職員については、令和4年11月1日から委託事業者職員として雇用が継続するよう配慮いたします。

3 直営業務と委託業務の範囲

新図書館の管理運営業務のうち、企画立案・制度設計・関係機関との調整などの業務や地域文化の継承等を直営で行うこととし、それ以外の図書館サービスの向上にかかる、図書の貸し出しや配架などの作業、経常的なイベントの開催などを主体とした業務を委託することとします。

(1) 行政職員が直接行う業務

ア 館全体の統括に関する事項

運営方針・計画等の決定、進捗管理、図書館協議会の開催、法令の整備調整、図書館からの情報発信管理、施設の維持管理、職員の人事管理・研修、予算編成・管理、子ども読書活動推進計画・図書館サービス実施計画の策定・進捗管理・評価 委託業務の監理 など

イ 関係団体との調整などに関する事項

ボランティアの育成・協働、他館との連絡調整、図書館関係団体との調整、関係機関等との連絡調整 など

ウ 図書館資料の管理、学習に関する事項

蔵書計画の策定、図書資料の最終的な選書・除籍、地域史料の保存収集、生涯学習との連携、地域情報の発信、地域課題などに係るレファレンス など

エ 地域・学校連携に関する事項

地域読書活動拠点の整備、学校・園・学校図書館との連絡調整 など

オ その他の業務

図書館情報システム管理、館の庶務、危機対応 など

(2) 業務委託職員が行う業務

ア 図書館の運営に関する事項

開館準備、総合案内、図書館利用登録、利用者インフォメーション、図書資料の貸出し・返却等の手続き、図書資料の予約・リクエスト、簡易なレファレンス、図書の配架・整理、図書資料の一次選書、経常的行事などの企画運営、地域読書活動拠点の運営、団体貸し出し、他館等との相互貸借、学校図書館との連携支援、市民活動・交流支援 など

イ 図書館の管理に関する事項

館内利用環境の管理、視聴覚ライブラリーの管理、収集図書資料の発注支援・取架、図書資料の整理（目録・MARC・電算登録等）、図書資料の修理・除籍・リサイクル等の管理作業、館内・駐車場などの巡回、閉館準備、館内・駐車場の施錠 など

ウ その他の業務

業務委託の範囲における行政支援

4 予算措置（図書館運営委託料）

令和4年度 23,560千円（開館準備業務を含む。）

債務負担行為（令和5年度～令和8年度）

限度額 279,200千円（年間 69,800千円）

5 業者選定

「亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領」に基づき、公立図書館での業務実績のある業者によるプロポーザル方式により、業者選定を行います。

図書館駐車場の整備について

新図書館の駐車場については、平成30年5月策定の「亀山市立図書館整備基本計画」において、土日休日の1日あたり来館者数を1,100人と想定し、休日の車での来館を70%、車一台あたりの同乗者数を2人/台とすると、ピーク時に77台となり、イベント時の余裕度を1.2とすると93台程度が必要と予測しています。

必要量	予測する項目	計算式	数値基準
駐車場	想定人口と目標貸出密度	$5\text{万人} \times 11\text{冊} = 55\text{万冊/年}$	貸出密度11冊/人・年
	目標年間貸出者数	$55\text{万冊} \div 4\text{冊/人} = 13.75\text{万人/年}$	4冊/人
	年間来館者数	$13.75\text{万人} \div 60\% = 23\text{万人/年}$	来館者の60%が貸出利用
	1週間の来館者数	$23\text{万人} \div 52\text{週} = 4400\text{人/週}$	52週/年
	土日1日の来館者数	$4400\text{人} \times 25\% = 1100\text{人}$	休日1日が週で占める割合25%
	ピーク時の来館者数	$1100\text{人/日} \times 20\% = 220\text{人/ピーク時}$	1日の来館者数のピーク20%
	車の来館者数	$220\text{人} \times 70\% = 154\text{人/ピーク時}$	車での来場を70%
	ピーク時の必要駐車台数	$154\text{人} \div 2\text{人/台} = 77\text{台/ピーク時}$	車一台の同乗者数を2人/台

【出典：亀山市立図書館整備基本計画】

5-4-2 ピーク人数に基づく必要な駐車・駐輪台数の予測

表2 「利用人数の予測シミュレーションと必要な施設サービス」より】

のことから、新図書館の駐車場整備については、次のとおり対応することとしています。

1 新図書館の駐車場台数について

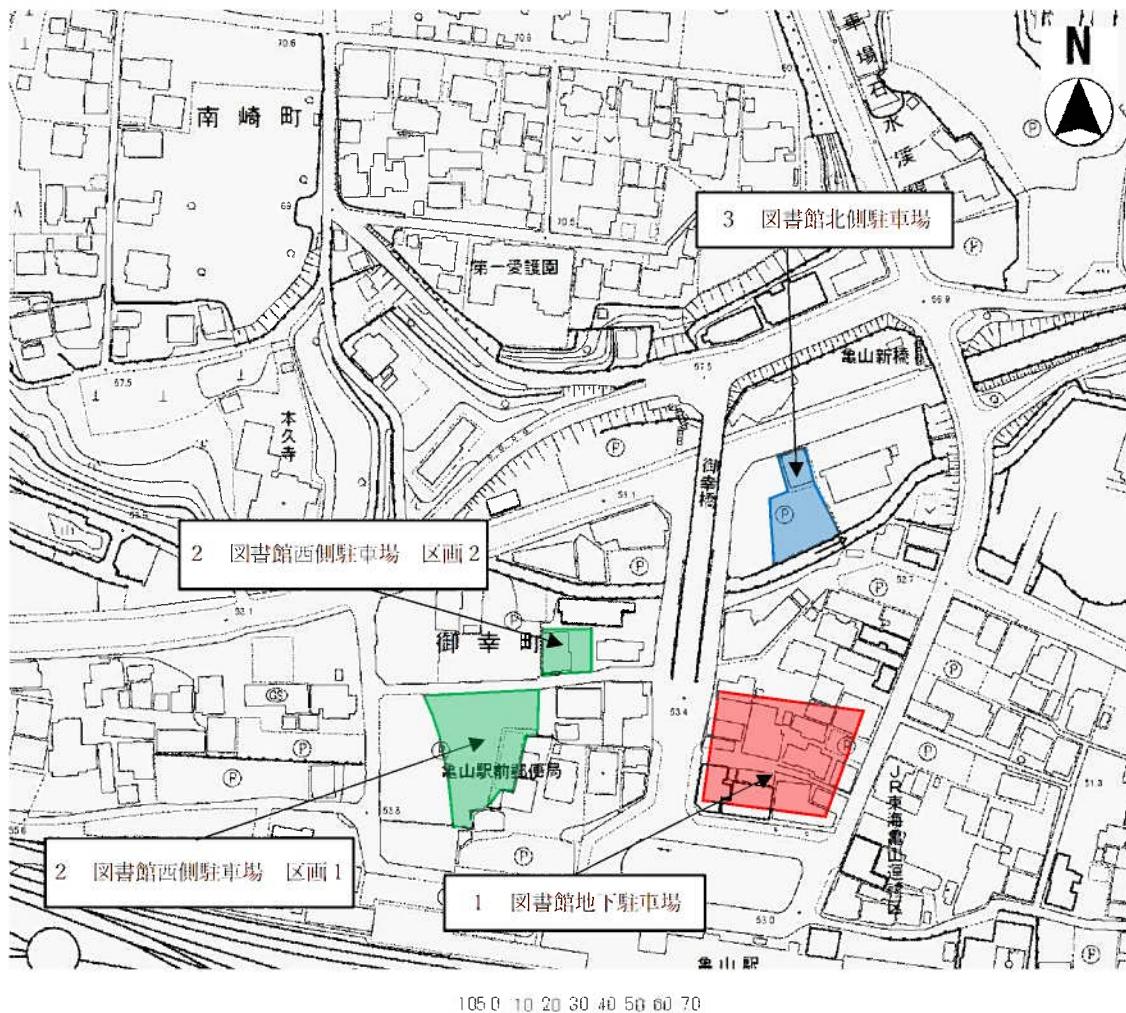
駐車場台数については、地下駐車場49台のほか、図書館の西側及び北側の民有地を借り上げ約70台分の駐車場を整備することで、約120台の駐車場を確保する予定としています。

新図書館開館時には、多くの利用者が見込まれることから、当面、予測必要台数93台の1.3倍にあたる約120台を確保することとします。また、西側及び北側の駐車場の利用は、図書館駐車場の利用状況をみて柔軟に対応することとし、利用の少ない平日などは、図書館ボランティアや職員の駐車場に活用することを検討しています。

駐車場台数

No	整備箇所	駐車台数	備考
1	図書館地下駐車場	49台	
2	図書館西側駐車場	約50台	区画1:約40台 区画2:約10台
3	図書館北側駐車場	約20台	
合 計		約120台	

駐車場位置図



2 駐車場使用料について

(1) 地下駐車場の使用料について

地下駐車場の使用料については、屋内駐車場の利便性、近隣の民間駐車場の使用料との均衡及び図書館利用者以外の使用による図書館利用者の利便性低下の防止のため、有料の駐車場とします。

なお、図書館の公共性を考慮し、図書館利用者が地下駐車場を2時間以内使用する場合は使用料の全額を免除し、無料の取扱いとします。また、2時間を超えて使用する場合は使用料から400円を減額します。

地下駐車場の使用料

使用時間	使用料	図書館利用者の 減免後の使用料	備 考
1時間以内	200円	無 料	使用料の全額を 免除
1時間超1時間30分以内	300円		
1時間30分超2時間以内	400円		
2時間超2時間30分以内	500円	100円	
2時間30分超3時間以内	600円	200円	
3時間超	30分ごと 上記金額に 100円加算	30分ごと 上記金額に 100円加算	使用料から 400円を減額

また、障がい者などの三重県おもいやり駐車場利用証の交付を受けている方は、条例第6条第3項に規定する市長が特に必要があると認めたときとして、2時間を超える時間について、使用料全額を免除するよう配慮を検討しています。

（2）地下駐車場以外の駐車場の使用料について

地下駐車場以外の駐車場の使用料については、地下駐車場との利便性の違いや図書館の公共性を考慮し、無料の駐車場とします。

3 駐車場の管理について

地下駐車場は、有料の駐車場として、駐車場管理機（ゲート）を設置し管理を行います。それ以外の駐車場については、図書館の開館時間に応じた駐車場の開閉や職員の巡視等による管理を検討しています。

なお、図書館利用者による駐車場利用率は現時点では把握が困難であることから、開館後の駐車場の利用状況を見たうえで、必要に応じて管理方法や設備整備について見直しの検討を行ってまいります。

亀山市子どもの読書活動推進計画

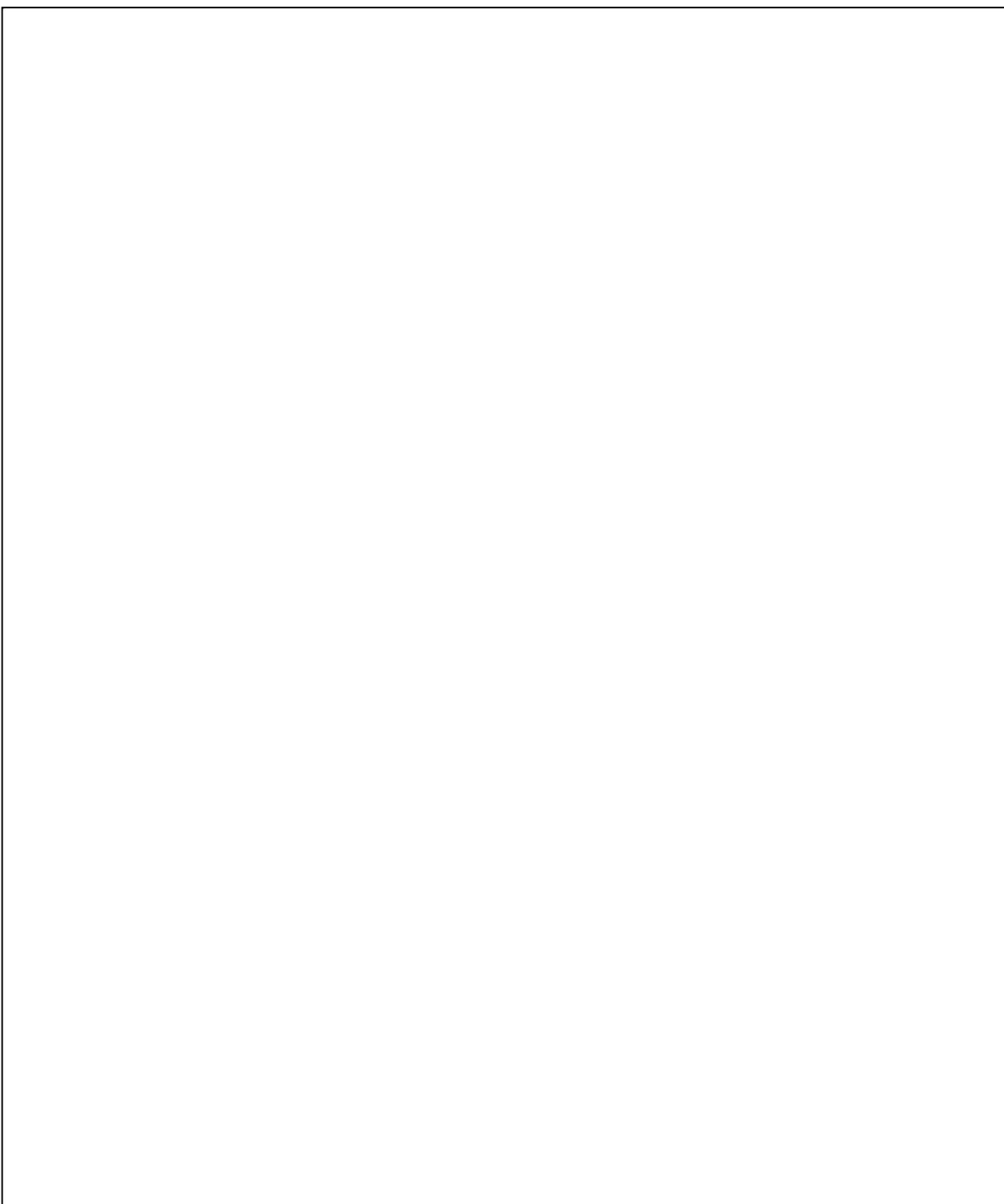
(第4次亀山っ子読書推進プラン)

(案)

令和4年3月

亀山市教育委員会

はじめに



令和4年3月 亀山市教育委員会 教育長 服 部 裕

目 次

第1章 亀山市子どもの読書活動推進計画策定にあたって

1. 亀山市子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	- 1 -
(1) 計画策定の背景と趣旨	- 1 -
(2) 計画の位置づけ	- 2 -
(3) 計画期間	- 2 -
(4) 対象	- 2 -
2. 子ども読書活動の現況と課題.....	- 3 -
(1) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	- 3 -
(2) 第3次計画の成果と課題.....	- 5 -
(3) 亀山市の子どもの読書活動推進の総括	- 15 -

第2章 亀山市子どもの読書活動推進計画の体系

1. めざす子どもの姿と基本方針.....	- 16 -
(1) めざす子どもの姿	- 16 -
(2) 基本方針	- 16 -
2. 子どもの読書活動の推進のための施策	- 17 -
基本方針1 生きる力を育む読書活動の推進	- 18 -
①保育所、認定こども園、幼稚園等における読書活動の推進	- 18 -
②小中学校における読書活動の推進	- 18 -
③新図書館における読書活動の推進	- 19 -
④家庭・地域における読書活動の推進	- 20 -
基本方針2 読書に親しむ環境づくり	- 21 -
①居場所としての図書館づくり	- 21 -
②連携・協働による推進体制の整備	- 21 -
③読書活動を支える人材育成	- 22 -
④新図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点 [*] づくり	- 22 -
⑤誰もが利用しやすい図書館づくり	- 22 -
基本方針3 読書への興味や地域への愛着を深める情報発信	- 24 -
①子育てをサポートする情報の提供	- 24 -
②本に親しむ図書情報の発信	- 24 -
③地域学習資料の収集及び活用	- 25 -

第2章　亀山市子どもの読書活動推進計画の実現に向けて	
1. 推進体制	- 26 -
(1) 推進のための連携	- 26 -
(2) 推進体制	- 26 -
(3) 計画の評価と進行管理	- 26 -
2. 成果指標について	- 26 -
1. 子どもの読書活動の推進に関する法律	- 29 -
2. 策定経緯	- 31 -
3. 児童書の利用状況	- 32 -
4. 用語の説明	- 33 -
5. 『亀山っ子』市民宣言	- 38 -
6. かめやまお茶の間10選（実践）	- 39 -

第Ⅰ章 龜山市子どもの読書活動推進計画策定にあたって

I. 龜山市子どもの読書活動推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

本市は、固有の歴史や文化と四季折々の豊かな自然に恵まれたまちです。先人たちが知恵と工夫をかさね、この地を切り拓き、歴史や文化、豊かな自然が連綿と受け継がれてきました。昭和3年（1928年）に龜山町立図書館が開設され、昭和55年に若山町に新築移転してからは、子どもの読書活動の拠点としての役割を担ってきました。

将来を担う子どもたちは、これから変化の激しい将来予測が困難な時代を生き抜くことができる力を一人ひとりが身につけることが求められます。このためには、子どもたちが地域の人々と交流し、豊かな自然や歴史資源を身近に感じながら、積極的に「ひと」「もの」「こと」に関わる、つながることができる機会をつくることが大切です。また、地域や社会、世界に向かい合い関わり合う中で、さまざまなものに感動する心を持つとともに、ふるさと「龜山」を誇りに思えることが必要です。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。平成13年12月の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定をふまえ、本市は、改定を重ねながら、平成29年3月に「第3次龜山市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。その間、従来から取り組んできたブックスタート事業※や、かめやましファミリー読書リレー※事業に加え、かめやま読書チャレンジ※、あかちゃんタイム※の実施等を通して幼少期から子どもが読書に親しむ機会をつくってきました。また、全ての学校図書館に学校司書※が配置され、子どもと本をつなぐ取り組みを充実させてきました。

平成28年には、「龜山市立図書館の今後の方向性」を策定し、親子・若年層に向けた読書活動をより厚く充実させることを教育委員会の方針として位置づけました。

さらに、平成29年には、図書館を駅前に移転拡充することを教育委員会の方針とした「龜山市立図書館整備基本構想」を策定、平成30年に策定した「龜山市立図書館整備基本計画」において、新図書館に「親子・児童に向けた機能」を設け、新図書館を核とした子どもの読書活動の推進を図ることになりました。

令和4年度中に開館予定の新図書館では、新たに付与される機能の充実により、これまで十分に実施できなかった子どもの読書活動に対する取り組みを展開することが期待できます。加えて、ICT※活用やSDGs※などの新しい視点、学習指導要領の改定、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法※）の制定など社会情勢の変化により柔軟な対応が求められます。

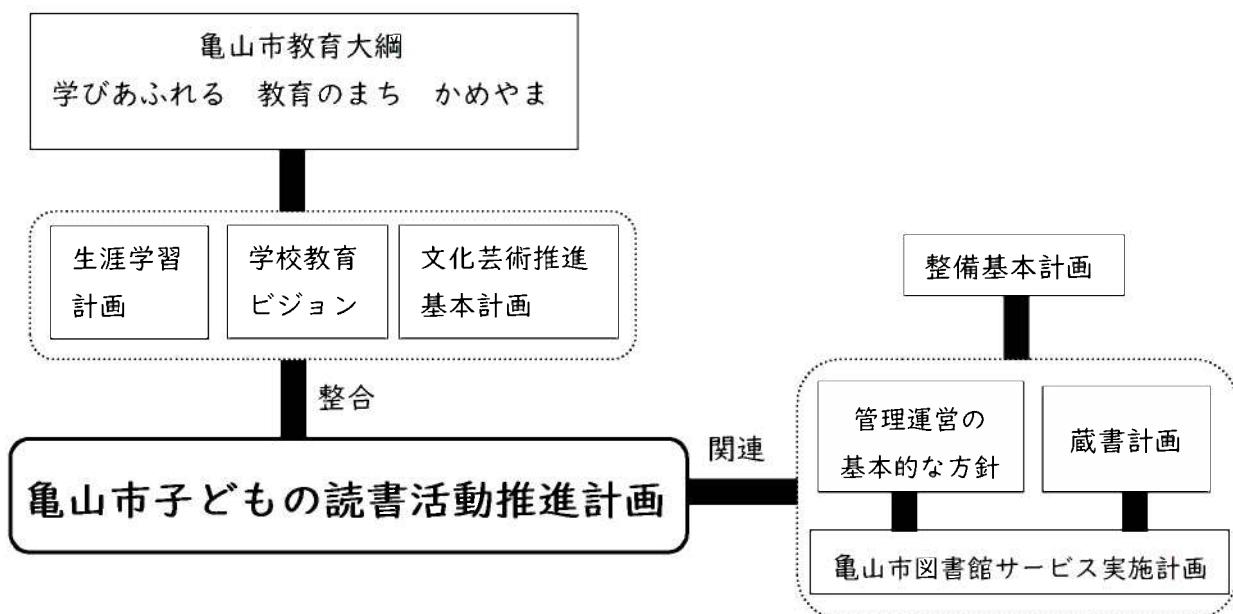
これらの変化を踏まえ、これまでの取り組みを改めて整理し、関係機関が連携して本市に

おける子どもの読書活動をさらに推進していくため、亀山市子どもの読書活動推進計画（第4次亀山っ子読書推進プラン）を策定するものです。

（2）計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく計画であるとともに、「亀山市教育大綱」の基本理念の実現に向けた実施計画となる「亀山市生涯学習計画」及び、「亀山市学校教育ビジョン」並びに「亀山市文化芸術推進基本計画」の関連計画に位置づけるものです。

【亀山市子どもの読書活動推進計画と教育大綱・関連計画との関係図】



（3）計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画の実施に当たっては、他の政策分野の計画との連携、調整を図るとともに、社会経済情勢の急激な変化や新たな課題に対応するため、期間中であっても必要が生じた場合は見直しを行うものとします。

（4）対象

本計画の対象は、子どもの読書活動の推進に関する法律第2条に基づき、主に0歳から概ね18歳以下の子ども及び子どもの読書活動の推進の施策の担い手と保護者をはじめ、教職員や保育士、行政職員、子どもの読書活動に関わる団体等とします。

2. 子ども読書活動の現況と課題

(1) 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

①学校図書館法の改正

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 93 号）が成立し、学校図書館の職務に従事する学校司書の法的な位置づけが明確化されるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。

その後、文部科学省において、平成 28 年 10 月に学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数を示す「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されました。

平成 29 年 4 月「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が始まり、学校図書館の計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置等の環境整備が求められています。

②読書バリアフリー法の公布・施行

令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）」が公布、施行されました。障害の有無にかかわらず、全ての国民が読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を等しく享受することができる社会の実現に向けて、国や地方公共団体が視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ効果的に推進することが規定され、国・地方公共団体の責務や基本的施策等が示されました。

③学習指導要領等の改訂

学習指導要領等が改訂され、平成 29 年 3 月に保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語を中心に各教科等の特質に応じて言語活動を充実することや、学校図書館の計画的な利用や活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されました。

また、保育所、認定こども園及び幼稚園における改訂指針や要領に、幼児が絵本や物語等に親しみ、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等が規定されました。

④図書館と DX*（デジタルトランスフォーメーション）

急激な社会環境の変化に伴い、DX の重要性が高まっており、私たちの生活も様々に変化しています。スマートフォンやタブレット等の情報メディアの普及により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになりました。デジタル情報の利便性の向上は、情報を収集、分析して問題解決能力を高めることにつながる一方、自らが必要な情報や信頼できる情報を選択し、活用できる力が必要となります。

今後、ますます ICT を利用した学習や情報収集のニーズが広がっていく中で、一人ひとりの学びを支えるため、あらゆる人が必要な情報に等しくアクセスできる情報提供拠点として、その情報を取捨選択し、使いこなすための情報リテラシーを身に付けられるよう支援する必要があります。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響

令和元年 12 月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、人が集まることが制限される中、継続的な学びの提供や、地域や家庭等での読書のあり方、人と人とのつながりをどの様に維持していくかなど課題が浮き彫りになりました。図書館の休館や読み聞かせ等の人数制限などコロナ禍の影響を受け、読書活動の中止を余儀なくされたことから、ICT を活用した来館に限定しない読書環境づくりなど、新たな生活様式や市民ニーズに対応した図書館サービスの展開が求められています。

⑥新図書館の整備

「学びの場からつながる場へ」を基本理念に、「亀山市立図書館整備基本計画」を策定し、あらゆる市民の学びと交流の拠点となる新図書館の整備を進めるとともに、新図書館を核とした子どもの読書活動の推進を図ることとしました。

新図書館開館に見据えて、図書館でのあかちゃんタイムの設定や図書館まつりの実施等により、館内でゆったりとした時間を過ごし、親子の絆が深められる読書環境の整備を進めるとともに、「亀山市立図書館整備基本計画」の具現化に必要となる「蔵書計画」「亀山市図書館サービス実施計画」を定め、これらに基づいて子どもの読書活動を推進していく必要があります。

⑦家庭による読書環境の格差の広がり

ライフスタイルや家族の形態の変化によって、子どもが本にふれあうことがない家庭が増えています。子どもが読書を楽しむ習慣を身に付けるには、身近な大人が読書を楽しんでいる姿を見せることが大切ですが、社会環境の変化から保護者自身の読書をする機会が減り、子どもの読書習慣不足に影響を与えています。

また、経済格差の拡大による子どもの貧困も社会問題となっており、子どもの読書習慣不足に影響を与えています。

⑧自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」との関わり

SDGs を達成するための取り組みが日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。図書館の活動は、4.10.11.16.17 のゴールを中心にさまざまなゴールに関係します。図書館は、これらの目標の達成を助ける機関であり、本を通して SDGs に触れる機会を提供することで、一人ひとりが考え、社会の担い手として情報を効果的に利用する能力を身につけられるよう支援していく必要があります。



(2) 第3次計画の成果と課題

第3次計画では、「読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」の理念のもと、3つの基本方針を定め、基本方針ごとに取り組みの具体的な方策を示し、子どもの読書活動を推進してきました。

また、基本方針ごとに達成状況を測定する指標と目標値を定めました。

(1) 第三次計画の概要

①計画の期間

平成29年度から令和3年度まで（5か年）

②理念

「読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」

③基本方針と方策

本計画では、子どもの読書活動を推進するため、次の3つの基本方針と17の方策を掲げていました。

基本方針1 子どもの成長に合わせた読書活動の推進

- 家庭での読み聞かせの推進
- 子どもとの読書の機会づくり
- 絵本に親しむ環境や保育・幼児教育の推進
- 学校での読書活動の推進
- 職員研修による意識の共有
- 市立図書館と学校等の連携の強化
- 「『亀山っ子』市民宣言」における読書活動の推進

基本方針2 子どもの読書環境づくり

- 絵本に親しむ環境づくり
- 地域での読書環境づくり
- 多様な読書活動に応じた蔵書計画の策定
- 学校図書館の体制づくり
- 読書ボランティア等の活動支援
- 学びを支える学校図書館機能の充実
- 読書活動を支える図書館づくり

基本方針3 子どもの読書活動のための情報発信

- 家庭での読み聞かせのはたらきかけ
- 読書活動に関する啓発のしくみづくり
- 本に親しむ図書情報の発信

(2) 取り組みの成果と課題

本計画では、「子どもの成長に合わせた読書活動の推進」「子どもの読書環境づくり」「子どもの読書活動のための情報発信」の3つの基本方針のもとで、それぞれの事業に取り組みました。

基本方針Ⅰ 子どもの成長に合わせた読書活動の推進

●家庭での読み聞かせの推進

(成果)

- ・ブックスタート事業により赤ちゃん訪問時や新生児訪問時に絵本の配布を行い、絵本と親しみをきっかけづくりとなりました。
- ・育児相談での待ち時間を活用した図書館ボランティアによる絵本の読み聞かせや月齢に沿った選書相談を行う機会を新たに設けたことで、親子で絵本にふれあう機会を創出しました。
- ・市内の保育所、認定こども園、幼稚園等で家庭教育出前講座を毎年実施し、子育てにおける読み聞かせの重要性を紹介するなど子ども読書に関する学びの機会を提供しました。
- ・図書館では、定期開催イベントとして毎月ボランティア団体によるおはなし会等を実施することで、図書館や読書に興味関心を持ってもらう機会を設けました。
- ・保育所、認定こども園、幼稚園等を対象に、選書取り置き支援を行うことで、園等における読書活動が進みました。

(課題)

- ・ブックスタート事業を行うにあたり、配布する図書の選書が担当部署では難しいとの声があり、図書館から年齢や成長に応じたブックリストを提供するとともに、読み聞かせの重要性を伝えるなど、連携した取り組みを行う必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応により、集団を対象とする活動が難しくなっており、持続性と安全性を両立させる取り組みが求められています。
- ・定期開催イベントが定着した半面、利用者の固定化が見られることから、イベント実施による効果を高めるため、時間帯や広報等の見直しを行う必要があります。
- ・読み聞かせ等の実施にあたっては、核家族世帯や共働き世帯の増加、コロナ禍による働き方の変容など、子育て環境の変化に即した企画内容の工夫や対象の拡大等に対応し、家庭での読み聞かせ等読書活動につなげる工夫等が必要になります。

●子どもとの読書の機会づくり

(成果)

- ・家庭での読書習慣確立に向け、「かめやましファミリー読書リレー」を市内公立幼稚園4園と小学校11校において実施し、幼少期における子どもの読書への動機づけにつながりました。

- ・図書館ボランティアによる人形劇や大型絵本などを活用した読み聞かせ会などのイベントや「図書館まつり」を開催することで、大人と子どもが同じ空間で本に親しめる機会を設けることにより、より多くの市民に読書への関心を高めてもらう機会につながりました。
- ・図書館では、読書活動のきっかけづくりとして、平成29年度から月に1度あかちゃんタイムを設定することにより、小さな子ども連れでも気兼ねなく図書館を利用できるようになりました。また、図書館の一般利用者に対し、館内が通常よりもぎやかになってしまふことを理解いただく場となりました。

(課題)

- ・「かめやましファミリー読書リレー」について、子どもの成長に応じた絵本の補充を継続して行うとともに、未実施の機関に対し参加を促し、家庭での読書習慣の確立に向け取り組む必要があります。
- ・大人と子どもが同じ空間で本に親しめる「図書館まつり」を継続するとともに、市民の誰もが読書の楽しみを知り、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができる環境づくりを進める必要があります。
- ・あかちゃんタイムの設定により生まれた読書活動のきっかけを活かし、継続した活動により、出会った親子が共に学び合い交流することができる環境づくりを進める必要があります。

●絵本に親しむ環境や保育・幼児教育の推進

(成果)

- ・市内公立幼稚園4園と公立保育所8園、認定こども園1園、小学校11校を対象に、令和元年度から「かめやま読書チャレンジ」の取り組みを始め、子どもの読書への動機づけにつながりました。
- ・「かめやましファミリー読書リレー」を充実させるため、子どもの成長に応じた絵本の補充をするとともに、「かめやま読書チャレンジ」においても、全ての園に推薦本（3歳児用10冊）を配付し、それぞれの目的を保護者に周知し、子どもへの読書習慣のきっかけづくりを行いました。
- ・「かめやま読書チャレンジ」の取り組みに合わせて図書館にも全ての本を配架し、取り組みが促進できるよう努めました。

(課題)

- ・保育所や幼稚園等では、図書の配置が十分ではなく、これを補完する図書館における蔵書のさらなる充実が必要です。かめやましファミリー読書リレーを実施する機関によっては、図書の入れ替えやバッグなどの使用備品の更新が十分でないところもあり、使用備品も含めた実施体制の見直しが必要な面があります。
- ・図書の充実を支援するための図書館の団体貸出※制度の周知と利用促進を図るとともに、子どもを支える保護者をはじめとする周囲の大人に対しても、読書活動への理解と関心を高めるため、読書活動の意義や重要性についての普及啓発を図る必要があります。

●学校での読書活動の推進

(成果)

- ・学校図書館活用アドバイザー※と学校司書、図書館担当者が連携しながら読書指導、図書館活用指導を行いました。また、学校図書館協議会で各校の読書活動について交流や情報交換を行い、各校の取組に活かしました。学校図書館活用アドバイザーによる学校訪問では、年間計画に沿って味見読書や集団読書などの授業を行い、本を読む力の向上につながりました。
- ・野登小学校では、図書館担当教諭や学校司書、地域ボランティアの協力を得て、組織的・継続的に読書活動に取り組み、「令和2年度子供の読書活動優秀実践校」として学校部門で文部科学大臣表彰を受けました。

(課題)

- ・学校の授業時間以外に読書をする時間を取りれない子どもが多く、小さい頃からの読書習慣を確立することや、図書館と学校がさらに連携を進めながら読書活動を推進していく必要があります。

●職員研修による意識の共有

(成果)

- ・文部科学省による地区別研修、日本図書館協会による地方講習会やステップアップ研修、全国図書館大会などの職員研修や、新図書館整備に関する先進地視察などに積極的に職員が参加することにより知識を深めました。その情報や成果を図書館内で共有し、新図書館整備に活かしました。

(課題)

- ・図書館内では成果や情報を共有できたものの、学校司書や教職員等との意識共有は十分できていない状況にあります。市立図書館と学校図書館とが情報交換に努め、研修受講者が講師となった研修会を設けるなど、成果や情報を共有できる仕組みづくりを進め、職員の資質向上を図る場を設ける必要があります。

●市立図書館と学校等の連携の強化

(成果)

- ・校長会や園長会のほか、図書館情報協議会などにおいて、図書館サービスの案内などの情報提供を行いました。また、中学校を対象に、図書館情報システムを利用した図書館との相互貸借をスタートさせたほか、小学校や中学校の授業で作成したPOP※やミニ切り抜き新聞※などを図書館内に展示するなど連携を進めることで、児童生徒の図書館への来館動機につながりました。

(課題)

- ・徐々に連携した取り組みを行っているものの十分ではなく、さらなる周知とともに、中学校との相互貸借における課題を整理し、小学校も含む相互貸借の実現に向けて進めていく必要があります。

● 「『亀山っ子』市民宣言」*における読書活動の推進

(成果)

- ・サマーキャンプの活動内容に朝の読書を継続して取り入れているほか、亀山市青少年育成市民会議の家庭部会にて「親子読書感想画」の募集・選考及び表彰式を実施することにより、読書に親しむ子どもを育て、家庭での読書活動を推進しました。

(課題)

- ・地域全体で子どもを育む環境づくりを進めるとともに、家庭・地域における子どもの育みのため、コロナ禍における状況の変化に対応した読書活動の推進を行う必要があります。

<成果指標>

項目	目標値	H28	H29	H30	H31	R2
おはなし会の参加人数	630人	761人	707人	1,170人	1,676人	474人

- ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応により、4月20日から5月19日までの臨時休館と8月までの5か月間イベントを休止していたことから、参加人数が目標値を大きく下回りました。
- ・身近な大人が子どもとの読書の機会を推進する取り組みを着実に実施しましたが、読書習慣の定着を図るため、これらの取り組みを継続的に実施する必要があります。
- ・イベントの参加者数と図書の貸出数とは直結しない状況にあり、取り組みや読書活動の中で、何を指標とするか工夫が必要になります。

基本方針2 子どもの読書環境づくり

●絵本に親しむ環境づくり

(成果)

- ・子育て支援センターでは、ひよこくらぶ、ぽっぽくらぶ等で0歳から小学校入学前までの赤ちゃんとその保護者に対し、保育士による手遊びや季節の歌・リズム遊び、読み聞かせなどを継続して行うことで、親子で読書に親しむ機会を提供しました。また、図書コーナーで年齢別にお勧め図書の紹介を行い、その紹介を「かめやま子育て」LINE*により発信することで、絵本等に親しむ環境を創出し、保護者に対し子どもへの読書習慣のきっかけづくりになりました。

(課題)

- ・これまでの取り組みを継続するとともに、図書館と連携し、図書館職員による読み聞

かせや日常の読み聞かせに役立つ年齢や成長に応じたブックリスト※等の提供を受け、さらに保育士等の絵本選びや読み聞かせのスキルアップに努める必要があります。

●地域での読書環境づくり

(成果)

- ・紙芝居台など図書館備品の貸出制度を整えたことで、市内で読み聞かせ会などの活動をする団体を通した読書活動の推進が可能となりました。また、除籍資料を活用したリサイクルコーナーを設けることで、新たな場所での読書環境づくりと図書の利用促進につながりました。

(課題)

- ・子どもに多様な読書機会を提供するため、学校や家庭だけでなく、地域での居場所となる放課後児童クラブ※や放課後子ども教室※などへの団体貸出や図書ユニット※の巡回など、地域での読書環境を整えることが必要です。また図書館職員による読み聞かせや選書相談を行うなど、身近なところで子どもが図書にふれる機会の充実を図る必要があります。また、地域で読み聞かせを行うボランティアの確保や育成、活動への支援を充実させる必要があります。

●多様な読書活動に応じた蔵書計画の策定

(成果)

- ・「整備基本計画」の具現化を図り、資料を計画的に収集、維持し、保存していく指標となる「亀山市立図書館蔵書計画」を令和2年3月に策定したことにより、市民の誰もが亀山市の魅力を共有し、その喜びを展開し、地域課題解決につながる蔵書づくりを目指し、計画に基づいた資料の収集に着手しました。

(課題)

- ・図書や資料をバランスよく収集し、デジタル技術の活用やSDGsなど、社会の変化にも柔軟に対応できる蔵書構成を目指すとともに、子どもたちが地域やまちの魅力を発見し、活用できるための資料収集に努める必要があります。
- ・地域資料である行政機関や民間団体等で発行されている資料の体系的な収集保存が行われていないため、資料の収集・保存・提供に努めるとともに、多様な図書館活用を支援する蔵書構成を構築していく必要があります。

●学校図書館の体制づくり

(成果)

- ・全小中学校に学校司書を配置することで、学校図書館の環境整備や各教科等の授業に関連させた図書の選定や収集、読書習慣づくりの取り組みを充実させることができました。また、学校図書館活用アドバイザーを年間168日派遣し、訪問の際には、学校司書や学校図書館担当者と打ち合わせをする時間を確保し、学校図書館運営のサポートも行いました。

(課題)

- ・全小中学校に学校司書が配置されたものの毎日の配置ではないため、学校司書の一人の配置拡大及び専任化に努める必要があります。また、図書の整備状況については、学校図書館図書標準*は全校で達成されているものの内容が古いものが多いため、蔵書の定期的な更新と内容の充実を図る必要があります。

●読書ボランティア等の活動支援

(成果)

- ・図書館での定期開催イベントのほか、図書館まつりや幼稚園、保育所の遠足時の読み聞かせ会など、ボランティア団体の協力を得ながら開催することで、活動の場の提供とともに活動の周知を行うことができました。
- ・図書館ボランティアに対し研修会を実施し、読み聞かせ等に活用できるスキルを身に付ける機会を設けることができました。

(課題)

- ・子どもの読書活動の推進には、ボランティアとの協働が不可欠となっています。今後もボランティア等が継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、定期的な交流会などを通して、ボランティア団体間の交流連携を図り、協働・共催行事の拡充や図書館の場を活用した市民活動支援を進める必要があります。
- ・ボランティア間の情報の共有や人材の安定的な確保とともに、継続した研修会の実施等の人材育成を図る必要があります。

●学びを支える学校図書館機能の充実

(成果)

- ・川崎小学校校舎改築に伴い、図書室、コンピューター室等を集約したメディアセンターを整備し、調べ学習や問題解決型の学びの促進を図りました。
- ・学校司書や学校図書館活用アドバイザー、学習ボランティアによる読書指導や学校図書館の環境整備を行いました。
- ・学校図書館活用アドバイザーが学校図書館を利用した授業を計画的に行うことで、読書習慣の定着と読書の質の向上につながりました。

(課題)

- ・小・中学校においては、全校で一定数の読書の時間を確保できていますが、学校図書館活用アドバイザーや学校司書、図書館ボランティア等が連携し、さらなる読書活動の質の向上を図る必要があります。また、子どもたちの読書に関する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実させる必要があります。

●読書活動を支える図書館づくり

(成果)

- ・図書館で利用できる団体貸出制度や選書相談などの提案を校長会や園長会で周知し、図書館の資料を活用することで子どもの読書活動の支援につながりました。
- ・平成29年度には、休憩スペースでの飲食を可能とし、館内でゆっくり滞在することができるようになりました。
- ・平成30年度には、図書資料の予約とリクエスト制度の冊数拡大を行い、図書館の利用促進に努めました。
- ・令和2年度から子ども向け新聞・紙の配架を始め、幼少期から新聞に触れる機会を設けました。

(課題)

- ・図書館で利用できるサービスを充実させるとともに、図書館資料のさらなる活用を促す必要があります。
- ・年齢、学年、学習指導要領に沿った図書ユニットの作成など、子どもの読書活動を支援するため、学校図書館とさらに連携を進めていく必要があります。
- ・子どもが本を使って調べやすいように、テーマごとのパスファインダー*やブックリスト*の作成に努め、自発的な読書活動の手助けをする必要があります。

<成果指標>

項目	目標値	H28	H29	H30	H31	R2
小学校図書館における児童1人あたりの年間貸出冊数	100 冊	104.6 冊	111.4 冊	112.9 冊	102.3 冊	119.4 冊

- ・小学校図書館における年間貸出数は、学校図書館活用アドバイザーや学校司書、図書館ボランティア等が連携し、図書館づくりを行った結果、大きく目標を上回っています。貸出冊数の増加が、ただ単に借りたというだけでなく、内容を伴った読書であるかどうかが大切です。

基本方針3 子どもの読書活動のための情報発信

●家庭での読み聞かせのはたらきかけ

(成果)

- ・子育て支援センターへ読み聞かせの場を設けることで、乳幼児の母親に対してお勧め図書を紹介し読み聞かせを実際に行うなど、乳幼児から身近に絵本等に触れる環境をつくることにより、心の育ちに繋がる働きかけを行いました。
- ・「かめやまお茶の間10選（実践）」を作成し、テーマのひとつに読書を入れることで、家庭での読書や読み聞かせの啓発を図りました。

- ・市立図書館では、読書活動のきっかけづくりとして、平成29年度から月に1度あかちゃんタイムの設定をし、小さな子ども連れでも気兼ねなく図書館を利用できる体制を整えました。読み聞かせ会などイベントを開催したほか、絵本に関する情報誌や啓発リーフレット等を児童室内に設置しました。

(課題)

- ・乳幼児期の絵本等の読み聞かせは、心の成長やことばの学び等、さまざまな効果があるといわれていることから、引き続き保護者に対する啓発活動の充実を図る必要があります。
- ・子育て家庭への応援メッセージとして、強化週間を定めて取り組みを進めている「かめやまお茶の間10選(実践)」※では、家庭だけでなく、学校や地域の関係機関と連携しながら取り組む必要があります。

●読書活動に関する啓発のしくみづくり

(成果)

- ・図書館では、季節やイベント、話題となっている事柄などをテーマに、テーマ図書展示を実施し、展示内容や写真などを広報・図書館ホームページやフェイスブックを通して啓発し、図書館や読書に興味関心を持つもらう機会を設けました。
- ・図書館まつりなどのイベントの際に、図書館利用講座を開催するなど読書活動の啓発に努めました。
- ・かめジョブキッズ2018に出展し、小学生の子どもたちが楽しみながら日本十進分類法による配架整理やレファレンスサービス※体験をすることで、読書へのきっかけづくりと本と人との出会いづくりを行いました。
- ・中学・高校生の職場体験学習を受け入れ、図書館での読書活動の内容を知らせる機会を設け、学校図書館での活動に活かす取り組みを行いました。

(課題)

- ・小学生までは図書の利用が多いものの、中学・高校生の図書館の利用は学習目的が多く、図書の利用は低迷していることから、中学・高校生を対象にしたイベントの開催などのサービスの充実を図る必要があります。また、図書館を身近に感じてもらえるような情報発信やヤングアダルト※向けの図書の充実、中学・高校生の連携による選書・展示などにより、企画運営参画を促すとともに、本への興味・関心を高め、読書活動を促す必要があります。

●本に親しむ図書情報の発信

(成果)

- ・図書館では、テーマ図書展示のブックリストを作成・配架したほか、「図書館の本棚から」を館内に掲示および配架して、お勧め本として周知しました。
- ・学校では、図書館オリエンテーションを行い、ルールやマナーを確認するとともに本の楽しさを伝えるための読み聞かせを行いました。また、学校図書館活用アドバイザーが図書館での本の分類や百科事典の使い方等を指導したり、学校司書とともに季節

に合った本や教科書で学習する本のシリーズを集めた特設コーナーの設置など、図書館の環境整備を行ったりして本に対する興味関心を高めました。

(課題)

- ・児童書のうち、ヤングアダルト世代向けの蔵書量が十分ではなく、ヤングアダルト世代に向けた蔵書の充実を図る必要があります。
- ・読書に親しみ、楽しむ習慣を身に付けられるように、読書のきっかけづくりとなるまんがや、ヤングアダルト世代に向けた趣味やスポーツ、音楽、ファッショントレンド、ICT、芸術等の幅広い資料や情報を収集する必要があります。

<成果指標>

項目	目標値	H28	H29	H30	H31	R2
市立図書館の18歳以下の年間貸出冊数	85,000	66,478	67,896	70,234	64,665	52,679

- ・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応により、4月20日から5月19日までの臨時休館と8月までの5か月間イベントを休止していたことから、貸出冊数が目標値を大きく下回りました。
- ・図書館では、子どもの成長やニーズに応じた図書の購入をはじめ、本の紹介や活用ができる情報提供等を行いましたが、図書の貸出冊数は減少傾向にあります。また、親や祖父母が子どもや孫のために図書を借りていくことが多く、統計上は子どもの利用となっていない状況があります。
- ・スマートフォンの普及やGIGAスクール構想による子どもへのタブレット端末の配布等子どもを取り巻く情報環境は大きく変化しているため、電子図書※の導入を進めるなど、来館しなくとも子どもが自ら読書活動に向かうことができる環境づくりを進める必要があります。

(3) 亀山市の子どもの読書活動推進の総括

新型コロナウイルス感染症の影響から、学びの場が制限され、地域や家庭等での読書のあり方が変わりつつあります。活動が再開され平常時にもどるまでには、時間を要することが懸念されます。ますます変容していく社会で、全ての子どもたちが、読書に親しみ、思考力や判断力等を高められるよう、読書の機会を支援していく必要があります。

現段階で、これまでの成果実績をふまえて、今後の亀山市の子どもの読書活動推進の課題として、次の課題を整理しました。

課題1 成長段階に応じた読書活動の推進

子どもたちが本と出会い自主的に読書を行うようになるためには、成長段階に応じて読書習慣を身につけることができるよう、保護者自身が読書を楽しみ子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもが読書に親しむきっかけを作ることが大切です。家庭における日常生活の中に読書が組み込まれ、子どもの読書活動が習慣化するように、家庭、地域、学校等（保育所、認定こども園や幼稚園含む）、図書館において、すべての子どもたちが多くの読書体験ができるような連携した取り組みを進める必要があります。

課題2 よりよい読書環境の整備

子どもたちが読書に親しむためには、身近な場所に読書環境を整えることが重要となります。いつでも好きな時に気に入った本を手に取ったり、必要な資料を調べたりすることができる読書環境を整えるとともに、子どもの読書活動を支える人材を育成することも大切です。また、ICTを活用した来館に限定しない読書環境づくりをはじめ、多様なニーズや配慮が必要な読書状況に応じた取り組みなど誰もが利用しやすい図書館づくりを進める必要があります。

課題3 読書への興味や地域への愛着を深める読書体験の提供

特色のある地域の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てるため、蔵書計画に基づいた地域資料の収集を行う必要があります。また、多様な社会の変化に柔軟に対応できる図書資料の充実に努め、地域資料を活用した学習など地域の歴史と文化を継承し未来に活かしていくための読書活動を推進していく必要があります。それとともに、さまざまな機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を積極的に行う必要があります。

今後の方針性

これらの課題をふまえ、子どもの読書活動を取り巻く社会情勢の変化に対応しながら取り組みを進める必要があります。

そのため、本計画では、これまでの子どもの読書活動推進計画で取り組んできた成果を継続しつつ、これから時代に必要な新たな視点を加えながら、子どもが魅力的な本と出会える環境をつくり、生きる力となる自主的に読書をする習慣を身につけられるよう、あらゆる市民の学びと交流の拠点となる新図書館を核とした子どもの読書活動を推進していきます。

第2章　亀山市子どもの読書活動推進計画の体系

I. めざす子どもの姿と基本方針

(1) めざす子どもの姿

この亀山市子どもの読書活動推進計画の基本となる考え方については、平成18年度を初年度とし、平成23年度及び平成29年度に改訂した「亀山市子どもの読書活動推進計画」を引き継いでいます。

これは、これまで培ってきた取り組みを大切にしながら、これから時代に必要な新たな学びの在り方を加えることで、当市の学びや交流をより時代に即して深化させていくという考え方から、めざす子どもの姿を継承するものです。

めざす子どもの姿

読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち

(2) 基本方針

子どもが魅力的な本と会える環境をつくり、自主的に読書をする習慣を身につけられるよう、これまでの取り組みをふまえ、3つの課題を整理したことから、次の3つを基本方針として、子どもの読書活動を推進していきます。

1 生きる力を育む読書活動の推進

子どもたちが、将来予測が困難な時代を生き抜く力を身につけることができるよう、自ら読書に親しみ、思考力や判断力等を高める取り組みを子どもの成長に合わせて進めます。

2 読書に親しむ環境づくり

子どもたちが家庭や学校、地域のなかで読書に関心を持ち、さまざまなものに感動する心を育み、自己肯定感を高めるように、身近な場所で読書に親しむことができる環境整備を進めます。

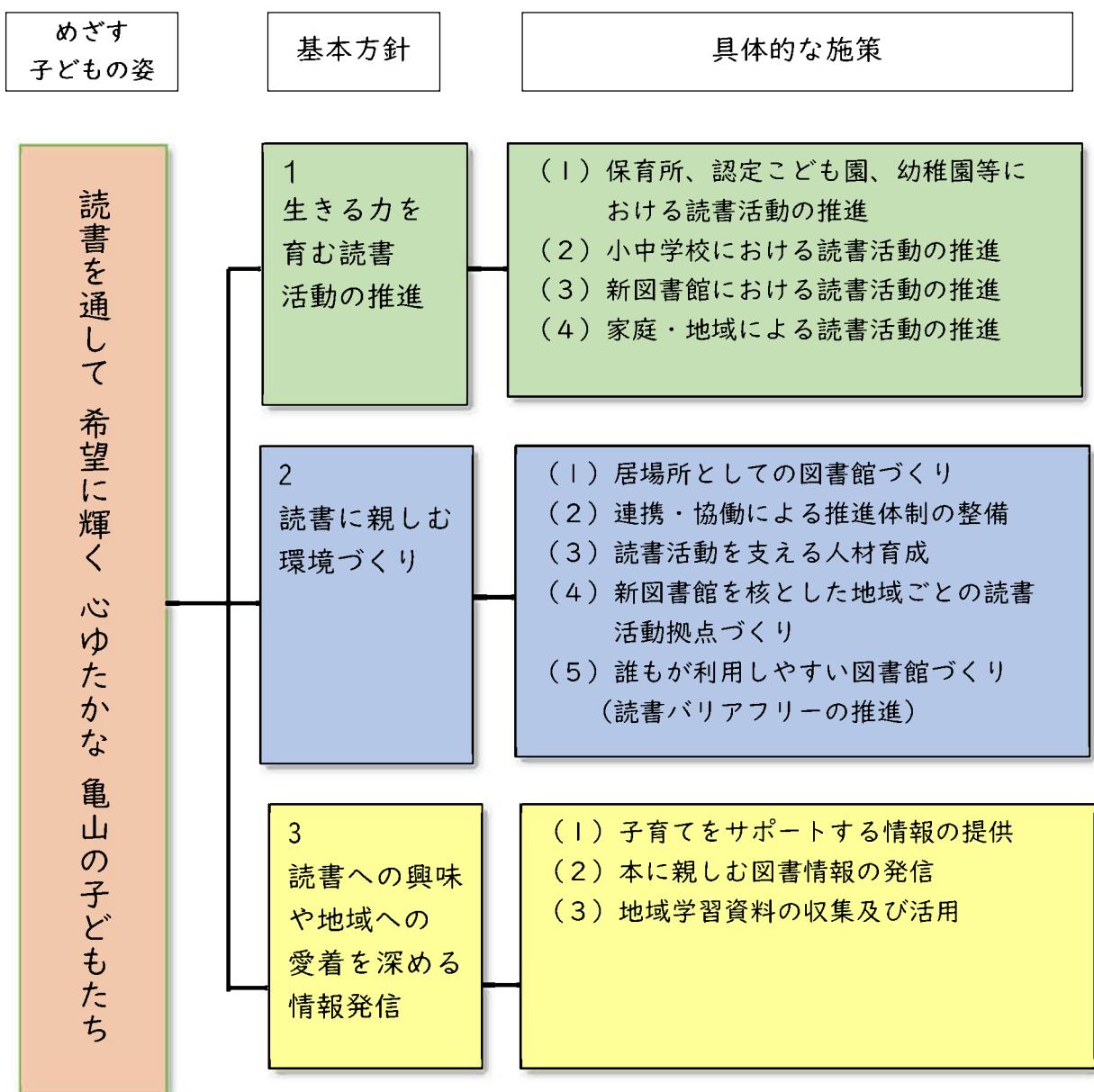
3 読書への興味や地域への愛着を深める情報発信

子どもたちや子どもの読書活動を担う関係機関が、さまざまな機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を行うとともに、子どもの読書活動への理解や関心を深め、地域への誇りが持てるように、歴史・文化・自然などのまちの魅力の発信を進めます。

2. 子どもの読書活動の推進のための施策

本計画のめざす子どもの姿である「読書を通して 希望に輝く 心ゆたかな 亀山の子どもたち」の実現に向け、基本方針とこれを具現化するにあたっての施策の体系を次のとおりとします。

施策体系



基本方針Ⅰ 生きる力を育む読書活動の推進

<施策の方向>

これからは、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会」の時代です。知識基盤社会においては、子どもたちには、「課題を見出し解決する力」「知識・技能の習得と継承のための生涯にわたる学習」「他者や社会、自然や環境と共に生きること」などの変化に対応するための能力である「生きる力」を育成することが求められています。

乳幼児期からの読み聞かせの実施や、本を読むことを褒める等の働きかけにより、読書意欲を高め、読書習慣を身に付け、本を読み通すことにより、やり抜く力がはぐくまれ、夢や目標に前向きになり、読書活動により思考力や表現力を高め、創造力が豊かなものとなり、人生を主体的に生きていく力を身に付けられるよう推進していきます。

<具体的な施策>

①保育所、認定こども園、幼稚園等における読書活動の推進

◆絵本に親しむ機会の充実

保育所、認定こども園、幼稚園等に自ら手にとって絵本等に親しむことができる読書スペースや絵本コーナーの確保をするとともに、絵本等の充実を進めます。

◆子どもとの読書の機会づくり

図書館職員による読み聞かせ会を開催するとともに、読み聞かせを通じて絵本や物語に親しむことにより、子どもたちの豊かな想像力や言葉の表現力が養われるよう、保護者や保育士等に対し働きかけを行います。

◆図書館と連携した保育・幼児教育の推進

図書館から保育所や認定こども園、幼稚園等の日常の読み聞かせに役立つ年齢や成長に応じたブックリストを提供し、図書館職員や図書館ボランティア等による読み聞かせ会を開催するとともに、保育士等の絵本選びや読み聞かせのスキルアップに努めます。

◆読書環境の充実と家庭への働きかけ

図書館への選書相談や団体貸出の活用による読書環境の充実に取り組みます。また、保護者に対し、家庭での読み聞かせの大切さを伝える機会を充実させていきます。

②小中学校における読書活動の推進

◆学校における読書環境の充実

興味を持てる本に出会えるよう、学校図書館の図書を計画的に更新し、充実に努めるとともに、学校司書の配置の日数増や専任化に努めます。

◆学校での読書活動の推進

読書を楽しむことを通じて感性を磨き、思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、豊かな人間性を身につけて成長できるよう、学校図書館活用アドバイザーや学校司書、図書館ボランティア等が連携し、「学校図書館まつり」や読み聞かせ、朝の読書や「かめやま読書チャレンジ」等、子どもが本に触れ、読書に親しむ多様な取り組みを推進します。

◆学びを支える学校図書館機能の充実

読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実します。

◆学校図書館の体制づくり

情報活用能力育成につながる授業づくりの指導・助言を行うため、引き続き全小中学校に学校図書館活用アドバイザーを派遣します。

③新図書館における読書活動の推進

◆子どもの読書の機会づくり

図書館を知ってもらい、本に対しての興味を持ってもらうために、社会見学や職場体験などの受け入れを積極的に行うとともに、出前トークなどを活用して、図書館職員が市内の小学校へ出向き、子どもたちが興味や関心をもって見ることができる本等の情報の紹介活動を通して、本に親しむ機会を提供します。また、図書館職員による読み聞かせや親子読書感想画の取り組みなど、親子で本に親しみ、本に触れ合う機会を提供し、子どもの読書習慣の確立に向けた取り組みを進めます。

◆多様な読書活動に応じた資料の充実

考える材料や調べる手段とその方法を提供することによって、様々な課題について解決できるよう、図書や資料をバランスよく収集し、デジタル技術の活用やSDGsなど社会の変化にも柔軟に対応できる蔵書構成を目指します。

◆市立図書館と学校との連携強化

学校図書館と連携し、読書活動や学習に必要な図書の団体貸出、相互貸借の取り組み、学年、年齢、学習指導要領に沿った図書ユニットを作成し、巡回貸出するシステムを構築します。また、調べもの学習のための図書館利用講座やパスファインダーの作成を進めます。

◆市立図書館と保育所等との連携強化

保育所や認定こども園、幼稚園等の日常の読み聞かせに役立つ年齢や成長に応じたブックリストを作成し提供します。また、保育所や幼稚園と協議し、図書ユニットを作成し、巡回貸出するシステムを構築します。

◆家庭での読み聞かせの推進

家庭での読み聞かせや子どもたちが読書を日常的に楽しく取り組めるように、本の記録を残すことができる「読書手帳（通帳）」^{*}を配布し、本に興味を持ち、読書が持続的に行われるよう働きかけます。

④家庭・地域における読書活動の推進

◆絵本に親しむ機会の充実

「かめやましファミリー読書リレー」のより一層の広がりを図るため、「かめやましファミリー読書リレー」に対応した図書ユニットの作成運用を図ります。

◆子どもとの読書の機会づくり

家庭での読書習慣づくりに向け、「かめやましファミリー読書リレー」の継続的な取り組みや「家庭読書（家読（うちどく）^{*}）」、「かめやまお茶の間10選（実践）」強化週間などの機会を利用した読書啓発の取り組みを推進します。

◆地域での読書活動の推進

地域での読書活動の推進のため、放課後児童クラブや地域コミュニティセンター等、身近な場所で自由に読書ができる環境づくりに努めます。また、身近な大人が地域の子どもに読み聞かせができる環境づくりに努めます。

基本方針2 読書に親しむ環境づくり

<施策の方向>

家庭は、子どもが初めて本や物語と出会う場所と言われています。読み聞かせによって本に親しむようになる乳幼児期から、一人で読書ができるようになる学童・青年期まで、あらゆる成長段階で、家族が子どもの読書に関心を持ち、積極的に関わり続けることが必要です。そのためには、保護者自身も本に関心を持ち、意識的に読書時間を作るなど、家庭内で本を読む習慣を形成していくことがとても大切です。家族が読書に理解を深め、本を介した子どもとの関わり合いを楽しみながら、子どもの読書習慣が定着するよう努めます。

また、読書環境づくりは、家庭だけではなく、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で取り組むことが不可欠です。子どもが本に親しめる環境をつくり、本や物語の楽しさ、本を読む喜びを得られるよう推進していきます。

<具体的な施策>

①居場所としての図書館づくり

◆安心して過ごせる環境づくり

乳幼児や障がいなどにより、ぐずったり気持ちが落ち着かない時なども館外に出ることなく、安心して過ごせる環境づくりに取り組みます。また、おはなしの部屋において、乳幼児やその保護者に対し、子どもへの読書習慣を身につけるための相談や年齢、成長に応じた選書相談などを行います。

◆子どもが読書を楽しむための蔵書の充実

子どもたちの探求心を養い、日常の課題を解決し、様々な本に親しむことのできる魅力的で利用しやすい図書館にしていくため、市民の誰もが亀山市の魅力を共有し、その喜びを展開し、地域課題解決につながる蔵書の充実や環境整備を進めます。

◆子どもが本を取りやすい空間づくり

子どもたちが本選びを楽しみ、快適に過ごせるよう、本の展示や案内表示などの工夫をし、自由に読書を楽しみ、読書に親しめる空間づくりを進めます。

②連携・協働による推進体制の整備

◆子どもの読書に対する関心を高める取り組みの実施

ヤングアダルト世代の図書館利用を促進するため、市内高等学校も含めた連携したイベントの開催や児童・生徒による選書・展示などにより、子どもたちが図書館に親近感を持ち、来館しやすくする取り組みを進めます。また、職場体験やインターンシップを通して図書館業務を理解し、図書館利用を活性化できるよう働きかけます。

◆ボランティア団体等への活動の場の提供と支援

図書館ボランティア等が円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、定期的な交流会などを通して、市民ボランティアやボランティア団体間の交流連携を強化します。また、図書館と共に育していく市民参画を進めるため、協働・共催行事の拡充や図書館の場を活用した市民活動支援を進めます

◆関係機関・団体との連携と協力

図書館、地域、学校等が連携・協力し、各施策を実施するとともに、取り組み状況や成果、課題について情報共有し、子どもの読書活動を推進します。

③読書活動を支える人材育成

◆職員研修による意識と技術の向上

図書館サービスの向上のため、図書館職員は積極的に研修に参加し、経験や知識の共有化や日常業務における情報交換を行い、図書館に対して愛着と誇りをもって業務に当たるスタッフプライドの醸成に努めます。

◆読書ボランティア等への活動支援

図書館ボランティア等に対し、知識、技術の習得など資質向上を図る研修機会を提供するとともに、研修会等を通じて子どもの読書活動の意義について普及啓発を行います。

④新図書館を核とした地域ごとの読書活動拠点^{※づくり}

◆読書活動ネットワークの構築

図書館を核とした地域や学校などを含めた読書活動ネットワークを構築することで、身近な読書環境づくりを推進します。

◆子どもたちの居場所への読書環境の充実

放課後児童クラブ・放課後子ども教室など、地域における「居場所」に対しての団体貸出や「図書ユニット」巡回などの利便を図ります。

◆読書の楽しさを伝えるしくみづくり

同世代の子どもが集まって本の紹介や意見交換を行う朗読会、ビブリオバトル[※]などの読書活動イベントの開催に努めます。

⑤誰もが利用しやすい図書館づくり

◆読書バリアフリー法に基づくサービスの推進

令和元（2019）年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、読書環境整備、郵送貸出や対面朗読サービス[※]の実施など、読書バリアフリーの視点に立ったサービスを進めます。

◆配慮の必要がある子どもに対応した読書活動の推進

点字図書*やデイジー（DAISY）図書*（マルチメディアディジタルを含む）のほか、触る絵本、レリーフブック*など、視覚障がい者等が利用しやすい図書等のさらなる充実に努めます。

◆来館に限定しない読書活動のしくみづくり

来館に限定しない読書活動の展開を図るために、従来の紙媒体に限らず図書館資料を電子化した電子書籍の導入を進め、子どもの成長に応じた読書環境の整備に努めます。また、地域読書活動拠点を利用した図書のお届けサービスの構築を進めます。

◆外国語図書が読める環境の整備

日本語を母語としない子どもたちが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、支援団体等と連携しながら外国語の児童書や絵本等の収集、外国語による利用案内の作成等を進めます。

基本方針3 読書への興味や地域への愛着を深める情報発信

<施策の方向>

子どもたちや子どもの読書活動を担う関係機関が、さまざまな機会を通して読書への興味を高めるための情報発信を行うとともに、特色のある地域の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持ち、理解や関心を深めることができる読書機会の提供を行います。

<具体的な施策>

①子育てをサポートする情報の提供

◆子育てサポート情報の収集提供

子育て支援センターのサテライトコーナーを設けて、子育てに関する相談や関連する行政等からの情報を収集し提供します。

◆家庭での読み聞かせのはたらきかけ

ブックスタート事業や家庭教育講座における啓発活動を通して、家庭での読み聞かせの大切さについて保護者にはたらきかけます。また、ブックスタート事業等の機会を利用して、ブックリストによる図書の紹介、図書館やあかちゃんタイムの案内を行い、家庭での読み聞かせを推進します。

②本に親しむ図書情報の発信

◆親子での読書機会の提供

子どもに読書の楽しさを伝える読み聞かせや、子どもと大人が一緒に参加できる読書会※等の定期的な開催、おすすめ本コーナーの設置等、子どもが本に出会い、親子で読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書習慣の確立に向けた取り組みを進めます。

◆図書情報の提供の充実

子どもと本を結びつけるために、職員が薦める本を紹介した図書館だよりなどの印刷物を定期的に発行するとともに、子ども向けの読み物や調べ学習に役立つ情報を提供するなど、図書館ホームページで図書館の利用方法や本の探し方、行事の情報などをわかりやすく発信し、ＷＥＢコンテンツの充実に努めるとともに、ＳＮＳ※等を活用した情報発信を行います。

◆読書活動に関する啓発

季節や時の話題にあわせたお話し会、「家庭の日※」や「子ども読書の日※」、「文字・活字文化の日※」や「読書週間」などに子どもたちの読書活動の意欲をより一層高めることができるイベントの開催を進めます。

③地域学習資料の収集及び活用

◆地域資料を活用した郷土の学びの支援

特色のある地域の歴史や文化を知り、地域に愛着と誇りを持つ子どもを育てるため、蔵書計画に基づいた地域資料の収集を行います。また、地域資料を活用した学習など地域の歴史と文化を継承し、未来に活かしていくための読書活動を推進します。

第3章　亀山市子どもの読書活動推進計画の実現に 向けて

I. 推進体制

(1) 推進のための連携

この計画の推進にあたっては、家庭や地域、子どもに関わる全ての施設や団体、行政が一体となって取り組むことが不可欠であり、市立図書館が中心となって、計画の実現に向けて連携や他の施策等との調整を図ります。

(2) 推進体制

本市における子どもの読書活動の推進を図るため、市立図書館において年度ごとの各施策の進捗を把握し、市図書館協議会等からの年次的評価を求め、計画全体の進捗管理を行います。また、必要に応じて施策に係る検討や見直しを行います。

(3) 計画の評価と進行管理

進捗管理は、3つの基本方針に設定した評価指標に向けた取り組み状況について、年度ごとに検証を行いながら、市図書館協議会等へ報告し、計画の推進に努めます。

また、基本計画の見直し時においては、子ども読書活動推進計画の対象者に対する意見聴取等を行い、ニーズや各施策の進捗把握に努めるとともに、事業の実施効果等を検証します。

2. 成果指標について

子どもの読書活動推進計画の実効的な展開のために、基本方針ごとに5年間の評価指標を設定し、計画期間内に進めた具体的な施策が、基本方針の具現化に寄与しているかを評価します。具体的な施策の成果指標については、毎年その数値を集約することで、施策の進捗状況を把握します。

基本方針1 生きる力を育む読書活動の推進

<基本方針の成果指標>

読書の楽しさを知り、興味や関心を持つ機会にどの程度寄与しているかを測るものです。

指 標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	根拠
図書館職員による読み聞かせ回数	—	年 12 回	毎月 1 回
保育所、幼稚園への図書館司書※派遣回数	—	年 48 回	毎月 4 回 (週 1 回)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合 【文部科学省「全国学力・学習状況調査】	小学校 59% 中学校 45%	小学校 64% 中学校 50%	学校教育ビジョン 成績指標
中高生の企画運営参画イベント実施回数	—	年 12 回	毎月 1 回

基本方針2 読書に親しむ環境づくり

<基本方針の成果指標>

本との出会いの機会や環境整備を充実し、図書館がどの程度利用されているかを測るものです。

指 標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	根拠
児童図書(ヤングアダルト図書)の蔵書の充実	58,968 冊 2,133 冊	65,000 冊 3,000 冊	現状値の 10% 増
子ども向けテーマ展示回数	年 2 回	年 12 回	毎月 1 回
市立図書館の 18 歳以下の年間貸出冊数	52,679 冊	60,000 冊	現状値の 10% 増
ボランティア向け講座の開催回数	年 1 回	年 6 回	2 か月に 1 回

基本方針3 読書への興味や地域への愛着を深める情報発信

<基本方針の成果指標>

読書への興味を高める情報発信をどの程度行っているかを測るものです。

指 標	現状値 (R2)	目標値 (R8)	根拠
子育て支援サテライトコーナーにおける関連情報の提供	—	年 12 回	毎月 1 回
子供向けの図書館利用に関するニュースレター等での周知回数	—	年 12 回	毎月 1 回
おはなし会等の啓発イベント実施回数	年 38 回	年 96 回	毎月 8 回

資 料

I. 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推

進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2. 策定経緯

年月日	事項
令和3年7月28日	第1回 亀山市立図書館運営委員会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画の改定について
令和3年11月30日	第17回 亀山市立図書館整備推進委員会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画の内容と骨子について
令和3年12月15日 ～12月21日	亀山市立図書館運営委員会における意見調整
令和3年12月22日	教育委員会定例会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画（骨子案）について
令和4年2月22日	教育委員会協議会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画（案）の内容協議
令和4年3月●●日	第2回 亀山市立図書館運営委員会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画（案）の内容協議
令和4年3月●●日	第回 亀山市立図書館整備推進委員会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画（案）の内容協議
令和4年3月●●日	教育委員会定例会 ・亀山市子どもの読書活動推進計画策定について

3. 児童書の利用状況

(単位：冊)

	蔵書数		185,936	貸出数	
	うち児童書数			うち児童書数	
178,059	うち絵本	58,968 33.1%		うち絵本	86,151 46.3%
	うち紙芝居	22,955 1,570		うち紙芝居	46,454 1,327
	うち外国語の本	909		うち外国語の本	335
	うちその他児童書	33,534		うちその他児童書	38,035

(令和3年3月31日現在)

年齢別利用冊数

(単位：冊)

年齢種別	0~6	7~12	13~15	16~18	合計
絵本	14,111	8,408	348	149	23,016
紙芝居	292	94	39	6	431
外国語	17	25	5	2	49
その他	4,923	16,353	1,634	350	23,260
合計	19,343	24,880	2,026	507	46,756

年齢種別	19~22	23~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	合計
絵本	251	788	11,789	7,329	1,164	1,529	547	41	23,438
紙芝居	5	119	205	299	68	99	29	0	824
外国語	0	4	70	37	7	4	0	0	122
その他	181	183	5,510	7,019	871	754	478	15	15,011
合計	437	1,094	17,574	14,684	2,110	2,386	1,054	56	39,395

(令和3年3月31日現在)

4. 用語の説明

	頁	用語	説明
【あ】	1	あかちゃんタイム	乳幼児連れの保護者の方が、気兼ねなく図書館を利用できるようにするための時間。毎月第4木曜日の10時から12時まで設定しています。
	1	ICT	Information and Communication Technology=情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。
【う】	20	うちどく 家読	家庭で行う読書という意味で、読書を通して家族のコミュニケーションを深める取り組みをいいます。家族が同じ本を読む、またはそれぞれ異なる本を読んで感想を話し合うなど、さまざまな方法があります。
【え】	1	SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。現代の社会が抱えている様々な課題解決に向けて、17の目標と、169のターゲット、232の指標から構成されています。
	24	SNS	Social Networking Serviceの略で、Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービスです。
	23	LLブック	「LL」は、スウェーデン語の Lättläst(やさしくてわかりやすい)の略で、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことです。知的障がいや母語を異にするなど読むことに困難を伴いがちな人も楽しめるよう、内容を理解する助けとしてイラストや写真、記号が多く添えられています。
【か】	1	がっこうしちょ 学校司書	学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。平成27年4月の学校図書館法改正により、すべての学校に「置くよう努めなければならない」とされています。
	8	がっこうとしょかんかつよう 学校図書館活用アドバイザー	学校司書、図書館担当者と各学校において連携を図りながら読書指導、図書館活用指導を行うなど、学校司書と教職員をつなぐ職員。効果的に取り組みを進めていけるよう各校を回り、指導を行う役割を果たすことを目的としています。

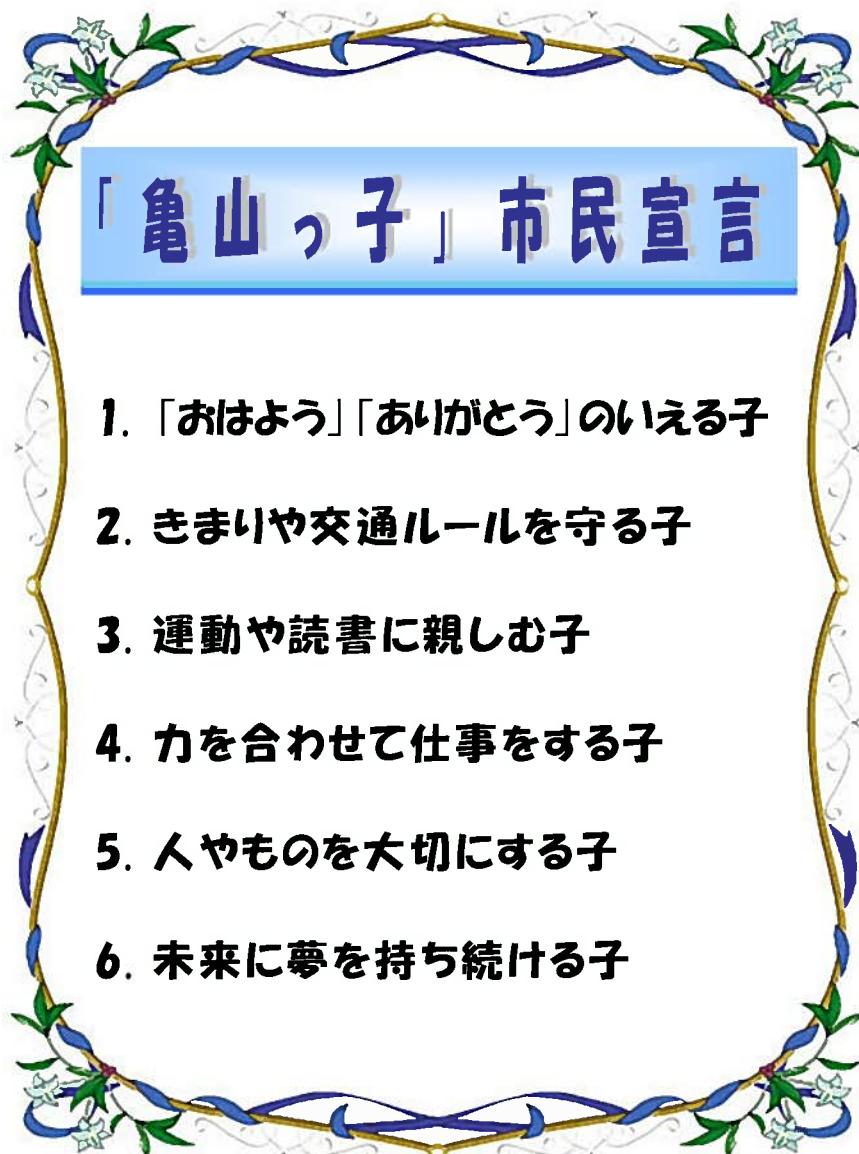
	11	がっこうとしょかんとしょひょうじゅん 学校図書館図書標準	文部科学省により、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年に定められたもので、各小中学校の学級数に応じて蔵書冊数が算定されます。
	24	かてい　ひ 家庭の日	三重県青少年健全育成条例により定めている毎月第3日曜日のことです。家族と一緒に過ごす時間を大切に、子どもたちとのコミュニケーションを図り、青少年の健やかな成長を支援することを目的としています。
	13	かめやまお茶の間10選（実践）	子どもにとって各家庭の居場所の核となる「お茶の間」で、家族みんなで一緒に実践してもらいたいことをまとめた家庭への応援メッセージです。（令和元年6月作成）
	1	かめやましファミリー読書リレー	リレーでバトンをつなぐように、家族から家族へと本を読みつないでいく亀山市独自の取り組み。家族で同じ本を読み、読んだ本について話をする、読書を介して、家族や参加した家族間のコミュニケーションを図ることにより、子どもの読書習慣を培うことを願って実施しています。
	9	『亀山っ子』市民宣言	市民レベルで、大人の行動指針となる「子ども像」を策定し、家庭や地域をはじめ青少年の育成団体が共通の目標をめざしながら市民総ぐるみで子どもを育成しようとする市民宣言です。（平成20年6月策定）
	9	「かめやま子育て」LINE	子育て世帯に向けて、LINE（ライン）を活用した子育てに役立つ情報をタイムリーに提供するものです。子育て支援センターの行事、イベントや子育て講座等の定期的な案内をはじめ、市の施策や各種制度の案内等も随時発信しています。
	1	かめやま読書チャレンジ	3歳からスタートして小学校卒業までに120冊の本を読む取り組み。リーフレットに掲載されている本を先生に読み聞かせしてもらったり、自分で本を選んで読んだりして読み進め、1冊読み終わったら、リーフレットにシールを貼ることで自分の読書記録にしていくものです。
【こ】	24	こども読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条により、4月23日を「子ども読書の日」と定め、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている日です。
【た】	22	たいめんろうどく 対面朗読サービス	視覚障がいなどにより、文字（墨字）を読むことが困難な利用者を対象に、要望に応じて、館内の対面朗読室等で、朗読奉仕者が対面で資料を代読するサービ

			スのことです。
	7	だんたいかしだし 団体貸出	図書館に団体登録した 10 人以上で構成する市内の地域団体又は職域団体に図書を貸し出すこと。貸出冊数は 20 冊以内で貸出期間は 30 日以内とします。
【て】	3	デイー エックス D X	Digital Transformation=データとデジタル技術を活用したあらゆる分野の変革の略で、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革することを意味します。
	23	デイジー (DAISY) 図書	デイジー (DAISY) とは、デジタル録音図書の国際標準規格であり、アクセシブルな情報システムのことです。視覚障がい者や通常の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットテープに代わるものとして開発されました。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがあります。階層による編集により、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができるだけでなく、ページ・しおり付け、速度の変更も可能となるものです。
	23	てんじとしょ 点字図書	点字によって書かれた本のことです。点字は縦 3 点・横 2 点の 6 点の組み合わせを触覚によって読み取る文字で、点字印刷機で印刷される印刷点字図書と、文字に点字の文章のついた点訳図書があります。
	23	てんしどしょ 電子図書	印刷して冊子の形で発行されていた著作物を、電子メディアを用いて電子化し発行したものの総称。図書の形で出版されていたものを電子化して出版された電子書籍を中心とし、パソコンや電子書籍専用端末、スマートフォンやタブレット型端末などの携帯端末を用いて閲覧するものです。電子書籍ならではの機能として、文字の拡大・縮小、音声読み上げやメモ機能が付いたものもあります。
【と】	24	どくしょかい 読書会	何人かのグループで、特定の図書やテーマに関する図書を読み、これを話題として感想を伝えたり、意見を交換し合う会のこと。その場で同じ本を読む方法やあらかじめ読書をしてくる方法、輪読、研究会などの方法があります。
	20	どくしょてちょう　つうちょう 読書手帳（通帳）	図書館情報システムにおける貸出履歴の管理やシール型手帳、印字型通帳などにより、自分が読んだ本の記録を残すものです。
	22	どくしょかつどうきょてん 読書活動拠点	図書資料の貸出や返却サービス、図書ユニットの設置、地域イベントへの図書館職員の参画など、地域等の事情やニーズに応じた読書活動の拠点のことです。

	1	読書バリアフリー法 ^{ほう}	令和元年6月に公布・施行された法律で、正式名称は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です。誰もが読書ができる社会の実現を目指し、視覚障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようするため、使用する色や書体、文章、情報構造を工夫し、通常の活字に対して見えにくさや読みにくさのある人にも配慮するなど、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指すものです。
	27	図書館司書 ^{としょかんしじょ}	図書館で、図書の収集・整理・保存・閲覧などの専門的事務を行う資格を持つ職員のことで、図書館法により図書館の専門職員として図書館に置くものと位置づけられています。
	10	図書ユニット ^{としょ}	巡回サービスのために対象とする世代や学習指導要領に沿って集めるひとまとまりの書籍群のことです。
【は】	12	パスファインダー	図書館で調べものをするときに役に立つ資料や情報、調べ方の手順をまとめた手引きのことです。
【ひ】	22	ビブリオバトル	書評をテーマとしたゲームの一種で、2007年に京都大学から広まったものをいいます。発表者が持ち寄ったおすすめの本を、1人当たり5分間で観客に紹介し、最後に参加者全員の投票により、「最も読みたくなった本」を選ぶものです。
【ふ】	1	ブックスタート事業 ^{じぎょう}	赤ちゃん訪問などの機会を活用して、0歳児に絵本を贈って、絵本の読み聞かせを通じて赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育むための取り組みです。
	12	ブックリスト	保護者等が読み聞かせをしたり、子どもが読みたい本を探したりすることを手助けすることを目的に作成した年齢層に応じたおすすめ本のリストです。
【ほ】	10	放課後子ども教室 ^{ほうかごこどもきょうしつ}	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供するもので、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。
	10	放課後児童クラブ ^{ほうかごじどう}	児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生

			活の場を与えて、家庭、地域などとの連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立などを図り、その健全な育成を図るものです。
	8	POP (ポップ)	おすすめしたい本を紹介するためのツールで、本のあらすじや見どころ、キャッチコピー、イラストなどが描かれたカードのことです。
【ま】	23	マルチメディアディジタル	音声にテキスト、画像を表示できるデジタル図書のことです。パソコン上で専用再生ソフトを使用すると、音声のスピード・文字の大きさ・背景とのコントラストの変更、ハイライト表示等ができ、活字による読書に何らかの障害がある方が利用できる録音図書です。
【み】	8	ミニ切り抜き新聞	関心のあるテーマにあった新聞記事を切り抜いて模造紙にレイアウトよく貼りつけた後、見出しや自分の意見、感想を書き入れて完成させた「世界で自分だけの新聞」のことです。
【も】	24	文字・活字文化の日	「文字・活字文化振興法」により 10月27日に制定されました。同法によれば、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするために設けられたもので、また同法第 11 条の 3 には「国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする」とあり、各地で様々な行事が行われます。この日は読書週間の初日にあたります。
【や】	13	ヤングアダルト	アメリカの図書館界で使われ始めた図書館用語で、中高生などの年齢層を子ども扱いするのではなく、一定の責任と権利を持った「若い大人」(ヤングアダルト: YA) として扱い図書館としてのサービスを提供しようという姿勢を表すものです。日本でも、公共図書館や出版業界等では定着し、広く使用されています。
【れ】	13	レファレンスサービス	情報を求めている人に、図書館の利用方法や図書館にある情報・文献の探し方を提供・援助するサービスのこと。または、情報・文献の紹介・提供をするサービスをいいます。

5. 『亀山っ子』市民宣言



亀山市・亀山市教育委員会
亀山市青少年育成市民会議

「亀山っ子」市民宣言は、子どもたちが生きる力を持ち、健やかに育つために、家族や地域、保育所・幼稚園・学校や行政を含めたすべての「市民」それぞれが、なにができるか、なにをするべきかを考えて行動し、子育てを楽しみながら、みんなが成長していくという大人の行動指針です。

図書館は、子どもが本に出会い、親子で読書に親しむ機会を提供し、本を好きなあらゆる年代の子どもが増えるよう、子どもたちだけでなく子どもを取り巻く大人に、子どもの読書活動の大切さを理解し、関心を深めてもらうよう、情報を集約し提供する役割を果たします。

6. かめやまお茶の間10選（実践）

子どもにとって「お茶の間」（リビング）という心の居場所はとても大切で、ここで生活リズムや社会のルールなど、人としてのあり方を学んでいきます。家族と一緒にぬくもりを感じながら、みんなが笑顔で接することで、子どもは安らぎを感じます。家庭は、子どもが初めて本や物語と出会う場所と言われています。子どもと一緒に読書をし、感想を語り合う時間は、子どもの感性や心を豊かにする貴重な時間になります。

図書館は、子どもの特性や成長に応じた様々な分野の本の収集を行い、子どもが絵本や物語の楽しさ、本を読む喜びを得られ、読書習慣が定着するよう推進していきます。

亀山市子どもの読書活動推進計画
第4次亀山っ子読書推進プラン
令和4年3月

発 行：三重県亀山市教育委員会
編 集：亀山市立図書館

〒519-0195 三重県亀山市若山町7番20号
TEL：0595-82-0542 FAX：0595-82-0554
URL：<http://www.city.kameyama.mie.jp/library>

